

震災・原発事故からの復興関係

汚染水海洋放出のための設備新設工事に係る県の事前了解は行わないことを求める 緊急申し入れ	02～03
汚染水を増やさないための抜本的な対策を講じ、汚染水の海洋放出は行わないことを求める 要請書(政府・東電交渉)	04～05
福島県革新懇学習会	06

県内新型コロナの状況

9/20 発表 累計 179,938 人 (直近 1 週間 6,675 人 直近 28 日間 44,470 人)	
入院 296 名(重症 1 名) 宿泊療養 194 名 自宅療養 5,288 名	
死亡者数 260 名(1 月以降 84 名) 第 7 波以降の死亡率減少(施設留置は避けてほしい旨を要請)	
ワクチン接種率 1 回目 86.1% 2 回目 85.1% 3 回目 72.0% 4 回目 28.8%(3 回目終了者の 40.0%)	

新型コロナウイルス感染症に関する緊急申し入れ	07～08
------------------------	-------

集中豪雨

記録的集中豪雨被害対策に関する申し入れ(日本共産党福島県議団、地方議員団)	09～11
---------------------------------------	-------

安倍元首相の国葬に伴う弔意強制をしないことを求める要請書

(革新懇、県政をつくる会、県議団)	12～13
9/21 県知事へ「参加しないこと、半旗やめること」要請	
県議会議長へ「参加しないこと、旧統一協会との関係議員の調査」要請	

福島県予算関係

6 月補正予算について	14～15
9 月定例県議会に関する申し入れ(県議団)	16～24

学校給食費の無料化を求める会

25～29

原発事故避難者の医療・介護保険料の免除について

30～31

対象避難者、周辺住民との「分断」の課題

無低診薬代助成運動について

32

2022年7月28日

福島県知事
内堀 雅雄様

ふくしま復興共同センター
代表委員 斎藤富春
みんなで新しい県政をつくる会
共同代表 井上裕子
日本共産党福島県委員会
委員長 町田 和史
日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子

福島第一原発汚染水（ALPS処理水）海洋放出のための設 備新設工事に係る県の事前了解は行わないことを求める緊 急申し入れ

原子力規制委員会が東電の汚染水海洋放出に係る設備新設工事を認可したことを受け、26日、県廃炉安全監視協議会は報告書案を了承し、その後、県原発安全確保技術検討会が確認結果報告書を知事に提出しました。

原発汚染水の処理については、2015年に東電が地下水バイパス・サブドレンで汲み上げたトリチウムを含む水を海洋放出する際に、国と東電は漁業者に対してALPS処理水の処理については「漁業関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束の下に海洋放出を認められた経過があります。

汚染水が海洋放出されれば、新たな風評被害を招き福島の復興の障害になることは明らかであり、県漁連・生協連はじめ広範な県民、国民から反対の声があげられてきました。国が行ったパブリックコメントでも約7割が反対の意見を寄せたのをはじめ、県内の市町村議会の7割が海洋放出に反対もしくは慎重対応を求める意見書をあげており、県民、国民の意思の多数が海洋放出に反対していたのです。

ところが国は漁業者との約束を踏みにじり、昨年4月13日、一方的に海洋放出の方針を閣議決定したのです。本県の漁業は、今年4月から本格操業の準備が始まったばかりですが、原発事故前の2割にも満たない漁獲量という状況の矢先に、漁業者との約束を反故にすることは断じて許されません。

しかし、東電は閣議決定に基づき海洋放出は地下トンネルにより 1 キロ先の沖合での放出とする方法を発表、規制委員会に設備新設工事の審査申請を行い、県と市町村には工事に関する事前了解願いを提出したのです。漁業者との約束を反故にして、技術的問題に矮小化して設備新設工事の検討が進められてきたことに、県民はやるせない憤りとともに、国、東電への不信を募らせてきました。

こうした経過の中で、26 日、県原発安全確保技術検討会が海洋放出設備の新設に関する確認結果報告書を取りまとめ、事実上の事前了解を出した事になりました。知事がこの報告書をもとに最終的な判断を行うとされています。今回出された報告書はあくまで技術的な検討であるとしていますが、漁業者や県民の意思、復興に向けた総合的判断が知事には求められます。

今月 22 日、内田広之いわき市長は「漁業者の理解は得られていないと認識している。関係者との当初の約束をしっかりと守っていただきたい」とのコメントを発表しています。知事はこれまで技術的な了解と県民の理解とは別だと述べてきましたが、県民の理解は得られていないことを県民の代表として明確に表明すべきです。しかし、その行為が何も示されなければ、今回の技術的な了解が事実上海洋放出自体に了解を与えたことになってしまいます。

県民の理解が得られず本県復興に大きな障害となる汚染水海洋放出について知事は、県民を代表して認められないとの立場を明確に表明すべきです。

よって、最終判断に先立ち、以下の点を申し入れます。

- 1、来春の汚染水の海洋放出を認めない立場を明確に表明すること。
- 2、汚染水海洋放出のための設備新設には事前了解しないこと。
- 3、放射性物質が海洋の生態系に及ぼす影響についての研究論文が、「Nature」や「Science」など世界的権威を持つ科学誌に掲載されるなど、新たな知見も徐々に明らかになりつつある状況を踏まえ、国が責任をもって調査を行った上で海洋放出について再検討するよう国に求めること。
- 4、汚染水の処理については、県民、国民の理解と合意が得られる方法が確立されるまで地上保管を求めること。
- 5、汚染水を抑制するため、直ちに広域遮水壁等の抜本対策を講じるよう国と東電に求めること。

以上

2022年8月29日

内閣総理大臣 岸田文雄様

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明様

汚染水を増やさないための抜本的な対策を講じ、汚染水の海洋放出は行わないことを求める要請書

ふくしま復興共同センター
(東日本大震災・原発事故被害の
救援・復興めざす福島県共同センター)
代表委員 斎藤富春 (福島県労連顧問)

東京電力福島第一原発から発生する放射能汚染水問題をめぐり、東京電力は原子力規制委員会の認可と、福島県、大熊・双葉両町の了解をふまえ、海洋放出設備の工事を開始した。私たちは、漁業者との約束を反故にし、また多くの県民が反対や慎重対応を求めているにもかかわらず、工事を強行したことに対し、強く抗議する。

政府と東京電力の汚染水対策や海洋放出方針について、地質・地下水の専門家は、場当たりの対応になっていると批判し、海洋放出によらない、解決のための提案を行っている。私たちは、こうした専門家の提案を真剣に受け止め、汚染水問題の抜本的な解決にむけ、次の対応をすすめることを求める。

記

1. 汚染水問題を解決するためには、これ以上汚染水を増やさないことが不可欠である。しかし、政府や東京電力がすすめている対策では汚染水の発生はいつまでも続き、海洋放出はいつまでもたっても終わらないことになってしまう。地質や地下水の分析をふまえた専門家の提案では、「広域遮水壁」と「集水井、水抜きボーリング」という2つの対策を取れば、汚染水の発生をほぼなくすることができるとしている。この方法を取り入れ、汚染水を増やさないための抜本的な対策を最優先で講じることを求める。
2. 海洋放出について、現在の東京電力の計画（汚染水のトリチウム濃度 20 万Bq/ℓ、発生量 2025 年度で 100 m³/日）でも 30 年で終わらせることはできない。そのうえ、今年3月の地震以降、汚染水のトリチウム濃度が上昇し、計画の2倍以上の 50 万Bq/ℓを超えていることが明らかになっている。また海洋放出設備の点でも、地震や津波のリスクの高い「人工地盤」（盛土）の上に「緊急遮断弁」が設置されていることも大きな問題である。すでに海洋放出計画は破たんしていると言わざるを得ない。海洋放出ではなく、地質や地下水、地盤等のしっかりとした調査にもとづき、より安全なタンク等で地上保管を継続することを求める。

以上

汚染水を増やさないための抜本対策を！

海洋放出ではなく、地上保管の継続を！

政府・東京電力交渉

2022年8月29日（月）午後2時～ アオウゼ・研修ホール

<交渉の目的と要請事項>

*別紙「要請書」参照。

<政府、東京電力の出席者>

○経済産業省（東京会場からオンライン出席、岩渕友日本共産党参議院議員出席）

・資源エネルギー庁 電力・ガス事業部

原子力発電所事故収束対応室 室長補佐 西嶋健人氏

・原子力規制庁 原子力規制部

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 監理官補佐 正岡秀章氏

○東京電力（福島会場に出席）

・福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 部長 斎藤幹雄氏

・福島復興本社

福島原子力補償相談室 部長 平澤朋氏

同 課長 川上義晴氏

<次第>

1. 開会・主催者あいさつ 斎藤富春代表委員（その後の進行も）
2. 経済産業省、東京電力からの回答
3. 質疑応答、やりとり
4. 閉会

*終了後、まとめを行います。そのまま残ってください。

主催／ふくしま復興共同センター

福島県革新懇学習会

福島第一原発の汚染水はなぜ増え続けるのか
—地質・地下水からみた汚染水の発生と削減対策—

2022年8月18日

福島第一原発地質・地下水問題団体研究グループ 代表
福島大学共生システム理工学類 教授

柴崎直明

2022年7月22日

福島県知事 内堀 雅雄 様

第7波オミクロン株BA.5の急拡大を受けて
新型コロナウイルス感染症に関する緊急申し入れ

みんなで新しい県政をつくる会

共同代表／井上裕子(新日本婦人の会福島県本部会長)

齋藤富春(福島県労働組合総連合議長)

北條 徹(福島県民主医療機関連合会会長)

二宮三樹男(福島県商工団体連合会会長)

根本 敬(農民運動福島県連合会会長)

町田和史(日本共産党福島県委員会委員長)

県民のいのちと暮らしを守るご尽力に敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症第7波の急拡大により、21日発表の新規感染者数は全国で18万人を超え、過去最多を更新しました。置き換わりが進んでいるBA.5と呼ばれるオミクロン株の変異株は感染力が強い上に、免疫回避という特性があることも明らかになっており、既に感染して免疫のある人やワクチン接種を受けている人も感染する可能性があります。全国的には若者の3回目ワクチン接種が5割から6割程度であり、この世代の免疫低下と接触頻度の増大の中で一気に感染が広がっている現状です。またワクチン接種をしていない子どもとその親世代に広がっている状況も見られます。

オミクロン株の重症化率は低いとされますが、第6波でも見られたように、感染者が増えれば重症者も死者も増えることは明らかで、専門家からは現状の2倍の感染者数に達するとの見方もでています。

県内では20日に958人、21日に1,221人と過去最多の感染者数を連日更新、これまでに経験したことのない速さで感染が拡大している状況です。県は「感染拡大警報」を発令し、基本的な感染対策の徹底を求めています。行動制限をしない現状にあって、県民の意識の問題に頼るだけでは全く不十分と言わざるを得ません。政府が「医療のひっ迫がない限り行動制限は行わない」としている以上、県民のいのちと暮らしを守るため、県独自の対策が緊急に求められます。医療ひっ迫を起こさないために医療・検査体制を強化し、多面的な取り組みを緊急に行うことこそ必要です。

以上の趣旨から、以下緊急に申し入れます。

記

1. 検査で感染拡大を抑え込む立場に立ち、PCR検査を戦略として位置付けること。行政検査および無料検査を必要な拡充も行いながら、十分に活用し、無症状の濃厚接触者や接触者が早く検査を受けられるようにすること。
2. 医療従事者および高齢者施設、障がい者施設の職員・入所者に対し、PCR検査を定期的かつ頻回に実施すること。
3. 医療従事者や高齢者施設職員の4回目のワクチン接種を急ぐこと。

4. ワクチンの3回目、4回目接種を着実に促進すること。4回目接種の対象者を広げるよう国に求めること。
5. 医師会の協力のもと、発熱外来を急ぎ拡充・強化すること。
6. 医療現場から抗原検査キットが入手困難になっているとの声があるので、県が責任をもって必要な量のキットを確保し、医療機関へ配分すること。
7. 島根県や千葉市などでは、臨時職員を確保し、保健所の体制強化を図っている。県として必要な人員を早急に確保し、保健所体制の維持・強化に責任を果たすこと。
8. 県独自に濃厚接触者の定義を広げ、広く網をかけて、感染拡大を防止すること。
9. 家庭内感染、家族の重症化を防止するため、陽性者の家族で、高齢者や基礎疾患のある方については、臨時の宿泊施設を急ぎ確保し、隔離すること。また、介護の必要な家族についても、受け入れ体制を構築すること。
10. 一人暮らしの自宅療養者への食事の提供や、見守り体制を強化すること。
11. 保育園や子どもの福祉施設などの職員・利用者に対し、定期的かつ頻回にPCR検査を実施すること。
12. 夏休み期間に入り、学童保育の現場は限られたスペースで密状態となり、感染防止の観点からは非常に厳しい現状にある。学校の空き教室や公共施設を開放し、希望する学童クラブの密状態を解消すること。それに係る必要な経費を補助すること。
13. 「職場復帰ができない」、「日常生活にも支障がでている」など、感染後の後遺症に苦しんでいる方々が一定数いることが分かっている。後遺症に苦しんでいる方が安心して相談でき、必要な医療が受けられるよう、フォローアップ体制を確立すること。
14. PCRなどの検査に対する医療機関への診療報酬が、昨年未、4月、7月と連続して大幅に引き下げられた。その上、医療機関を支援するための診療報酬上の加算も縮小、廃止される事態となっていることから、診療報酬を引き下げ前に戻し拡充するよう、国に求めること。

以上

2022年8月8日

福島県知事
内堀 雅雄様

日本共産党参院議員 岩渕 友
日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子
宮川えみ子
宮本しづえ
吉田 英策
大橋 沙織
日本共産党二本松市議団
団長 斎藤 広二
平 敏子
菅野 明
日本共産党喜多方市議団
団長 小沢 誠
矢吹 哲哉

8月3、4日の記録的集中豪雨被害対策に関する申し入れ

8月3日から4日にかけて本県をはじめ東北、北陸地方の広範な地域に線状降水帯が発生、短時間にかつて経験したことのない降雨量が観測され各地に甚大な被害をもたらしました。

日本共産党は、岩渕友参院議員をはじめ、県議団、市議団が7日二本松市岩代加藤木地区太陽光設備によると思われる被害箇所、喜多方市磐越西線濁川鉄橋崩落箇所、及び同市内の住宅、道路、農地等の被災箇所、浸水被害を受けた特養ホームけいわ苑等の現地調査をおこないました。被災された住民の皆さんから被害の実態を伺うとともに、早期復旧、再発防止に向けた対策の実施について要望を受けました。

喜多方市では、遠藤忠一市長から現地で説明を受け要望を伺いました。被災者の多くが共通して語っていたことは、これまでの経験をはるかに超える降雨量と被害の規模で何十年の中で初めての被害だったということです。喜多方市では、24時間降雨量が276mmに達したと報告されました。

気候危機への対策は待ったなしとの警告が識者から発せられてきましたが、連続する異常気象による災害の続発は、その必要性を如実に示すものとなっています。

以下、現地調査を踏まえ次の事項について緊急に申し入れます。

一、二本松市岩代町加藤木地区太陽光発電設備設置箇所について

国道 459 号線が一時通行止めとなった被害は、この地区に設置された太陽光設備によるものと考えられます。ここの林地開発計画面積が 40 ヘクタールと環境アセスの義務付けがない箇所であるため、環境アセスも行われずに林地開発許可が出された所です。6 基の調整池が整備されていますが、調整池につながる水路が一部壊れていたため、調整池に雨水が流入しないようにされた状態で豪雨に見舞われたと見られます。隣接する墓地には大量の雨水・土砂が流れ込み、墓地の一部が完全に流失、国道 459 号線の道路のり面も崩落して土砂が国道を横切り移川に流れ込みました。そのため、一時国道は通行止めとなったものです。

太陽光設備設置に伴う不適切な雨水処理がこれらの被害を招いた原因であると言わなければなりません。

- ①二本松太陽光発電事業者に対して、直ちに破損した水路の復旧を行うよう指示すること。
- ②隣接する被災墓地の復旧を発電事業者が責任を持って行うよう指導すること。
- ③国道 459 号線の法面復旧工事を行うこと。
- ④太陽光発電箇所から流れる水量を受けるための下流水路の断面を拡張し、国道を横切る暗渠を拡張すること。
- ⑤林地開発許可要件の抜本的見直し等、従来の雨量に基づく調整池等の安全対策基準を今日の線状降水帯による記録的豪雨に対応できるよう、法体系の抜本的見直しを国に求めること。
- ⑥環境アセスの対象とならないメガ発電設備であっても、住民合意を前提に自然環境を保全し、地域共有の資源である再生可能エネルギーによる利益が地域に還流する仕組みをつくる条例の制定を急ぐこと。

二、喜多方市 J R 磐越西線濁川にかかる鉄橋崩落箇所について

この鉄橋は、磐越西線ができた当時からかかる土木遺産に指定されており、地域の重要な公共交通で多くの高校生などに利用されています。崩落の原因解明はこれからですが、日々生活の足として利用している住民は一日も早い復旧を願うとともに、当面の代替措置を求めています。

- ①復旧までの間のバス等による代替交通を J R 東日本の責任で確保するよう求めること。
- ②原因究明を急ぎ安全な復旧策を早期に構築するよう求めること。

- ③復旧に向けては、重要な公共交通機関であることから、国が必要な財源を確保するよう求めること。
- ④喜多方、野沢間はJ R東日本が発表した輸送密度1,000人未満の赤字区間に含まれるが、路線の廃止は行わないよう求めること。
- ⑤J R東日本は黒字の会社であり、公共交通機関としての社会的使命を自覚し地域住民の生活の足の確保に全力を尽くすよう求めること。

三、喜多方市内の被災箇所の復旧と被災者支援について

- ①山都町相川、白子地内の農地被害については、早期に災害査定を行い農地の早期復旧を支援すること。
- ②山都町舟岡地内の一ノ戸川の越水による農地被害箇所の復旧を支援するとともに、揚水ポンプの復旧を支援すること。
- ③山都町沼の平の県道熱塩加納山都西会津線が崩落し、全く通行できなくなっている。観光客も多く訪れる箇所でもあることから、早期復旧を行うこと。農業用ため池の復旧についても早期に行うこと。
- ④山都町本木地内の県道一ノ木藤沢線法面崩落により住宅に甚大な被害が発生したことについて、被災家屋が住めない状態となったことから、因果関係を明らかにし住宅の再建を支援すること。土砂崩落した県道法面の復旧工事を行うこと。
- ⑤氾濫した河川に堆積した土砂を早期に除去するとともに、被災河川改修に早期に取り組むこと。
- ⑥塩川町の特養ホームけいわ苑、認定保育園のびやか園の一階部分が水没した被害について、復旧のための支援を行うこと。危険区域に立地する福祉施設の総点検と避難訓練の実施を促すこと。

四、一連の災害に対し、本県でも激甚災害指定を行うよう国に求めること。

五、県内で被災者生活再建支援法の対象要件を満たさない場合は、県独自の制度により同等の被災住宅支援を行うこと。

以上

2022年9月5日

福島県知事 内堀雅雄様
福島県教育長 大沼博文様

安倍元首相の国葬に伴う弔意強制をしないことを求める要請書

福島県革新懇

代表 佐藤政男

みんなで新しい県政をつくる会

共同代表 井上裕子

日本共産党福島県議会議員団

団長 神山悦子

政府は、安倍元首相の国葬を、9月27日に行なうことを閣議決定しました。しかし、世論は国葬に反対が多数を占めています。私たちは、以下の理由からこの国葬に反対するものです。

- (1) 個人の葬儀を国が行う根拠法が存在しないこと。
- (2) 特定の個人の葬儀費用を税金で執行することが、法の下での平等、思想や信条の良心・信教・表現の自由、財政民主主義を定めた憲法に反すること。
- (3) 安倍氏の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、むしろ「モリカケ・サクラ疑惑」など行政の私物化や、国会軽視、官僚統制のあり方などに厳しい批判があること、などの問題があります。

国葬は、日本国憲法の諸原則とあいられないものです。

さらに、国葬によって、弔意を求めることになれば、憲法第19条の思想・良心の自由の問題になります。安倍氏に対して、弔意を示すか否か、どのように示すかは個人の自由です。役所や学校が組織として弔意を示せば、弔意を示したくない人が巻き込まれてしまいます。

7月12日に行われた安倍氏の家族葬にあたって、全国でいくつかの教育委員会が弔意を示す半旗の掲揚を学校に求めたと報じられています。この事態は国葬にあたり、行政や学校などを通じて、市民に弔意が強制され、基本的人権が侵害されるおそれをいだけせませす。

つきましては、貴職において、安倍元首相の国葬にあたり、県及び各市町村が住民に弔意を求めないこと、あわせて教育委員会に対し、県内の県立、市町村立学校で、弔旗や黙祷などはせず、個人の自由を徹底するよう、周知徹底していただきますよう、要請します。

以上

● 7月12日の安倍元首相の家族葬に際し、半旗掲揚を求めた例

- | | | | |
|---|------|-----|---------|
| 1 | 大阪府 | 吹田市 | 54の小中学校 |
| 2 | 福岡県 | 福岡市 | 226の小中校 |
| 3 | 東京都 | 都立高 | 255校 |
| 4 | 滋賀県 | 甲賀市 | 27小中校 |
| 5 | 神奈川県 | 川崎市 | 166小中校 |
| 6 | 宮城県 | 仙台市 | 188小中高校 |

今回の補正総額は146億円、今年度の一般会計総額は1兆2912億円
財源は、国庫支出金88億円、繰入金29億円（内財調基金12億円）県債25億円

1、福島県沖地震対応 93億円

○農業共同利用施設等の再整備支援 9436万円

ライスセンター、カントリーエレベーター、機械設備の国の補助に県が10分の1の上乗せ

○水産業被災施設整備等対策 1億150万円

真野川、請戸

○社会福祉施設や障がい者福祉施設等の復旧 5億6660万円

○公共土木施設や港湾・漁港の復旧 82億9375万円

道路、河川、昭和大橋県が代行工事実施

2、新型コロナウイルス対策

○高齢者、児童福祉施設等の感染防止対策 9億5320万円

抗原検査キットを職員5回分、入所者1回分を配布し検査導入を支援
キットは1回単価1300円で計65万回分

○新型コロナウイルス緊急対策事業 5億7200万円

行政検査5.3万回分をプラス、高齢者に1.24万回に2.26万かい分をプラス

○医療機器等の設備整備支援 5億7200万円

PCR検査を実施する医療機関の設備支援

○自宅療養者への支援体制強化 14億4700万円

フォローアップセンター委託費4億円

残りは、食材宅配委託費 県内を3方部に分け 会津はコープ、中通りはヨークベニマル、浜通りはマルト

3、国の原油価格、物価高騰等総合緊急対策への対応 6500万円

○生活困窮者等への支援 4558億円

○国産小麦産地生産性向上事業 1615万円

4、公共事業、維持補修費 68.6億円

原油、物価高騰対応地方創生臨時交付金 今回の補正には含まれていない
県への配分額 52 億円、これまでに交付された残額 9 億円合計 61 億円が県で使
用できる交付金額になる。

市町村には 78 億円が配分される

いずれも使用できる範囲がまだ示されていないため、地方独自施策を含めこれ
からの対応となる。どの時点で補正するかは不明。

2022年8月30日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2022年9月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大の第7波は、全国の1日の新規感染者が連日20万人を超え、死者は今月23日に343人と1日の過去最多を更新、専門家からは今後各地でさらに死者が増える恐れが指摘されています。こうした死者急増の背景には、第6波の2倍を超える感染爆発による医療ひっ迫があります。救急搬送困難事例は過去最多レベルが続き、重症化リスクの高い高齢者施設でのクラスターも過去最多を更新し続け、死者増加の重大な要因となっています。

県内では今月18日、過去最多となる3,584人の感染を確認、8月の累計はすでに55,472人（8/25現在）と、7月1カ月（21,708人）の2.5倍超の感染者数となっており、入院者数は500人台で推移、確保病床使用率は77%に達するなど、医療体制は危機的状況が継続しています。また日々2万人を大きく超える方々が自宅で療養しており、県は発令中の「医療非常事態宣言」と合わせ「BA.5対策強化宣言」の延長を表明しました。

こうした中、岸田政権が、経済活動最優先で、感染抑止や医療体制強化の対策を何ら講ずることなく成り行きまかせの対応を続けていることは重大で、国会を開くべきとの野党の求めにも応じず、さらには医療機関の負担を理由に全数把握の方針を転換し、自治体へ丸投げするなど無責任の極みと言わざるを得ません。

また、物価高騰が暮らしを直撃し、消費者物価は2%を超す上昇が続いていますが、岸田政権の対応は極めて遅く不十分です。燃油価格の抑制や中小業者への支援金など緊急的な対策を講じるとともに、経済政策を転換し、働く人々の賃金を大幅に上げることが重要です。そして、多くの国々が実施しているように消費税の減税で暮らしと営業を守ることこそが求められており、政府はただちに5%に減税し、小規模事業者に多大な負担をもたらすインボイス制度導入は中止すべきです。

岸田首相は今月24日、電力需給のひっ迫やエネルギー安全保障対応を理由に、これまでに再稼働した10基に加え、来年の夏以降、新たに7基の原発再稼働を進める方針を示しました。さらにこれまで原発の新增設は「想定していない」としていましたが、次世代の原子炉の開発や建設を検討するとまで言及し、将来にわたり原発に依存し続ける姿勢を露骨に打ち出しました。福島原発事故への反省もなく、原発回帰の逆流は絶対に許されません。一方で政府と東京電力が、福島第一原発の燃料デブリの取り出し開始を再び延期、1年半先送りする方針を示したことは、廃炉作業の困難さを如実に示しており、こうした中での知事の汚染水

海洋放出設備への事前了解は、県民の理解と納得が得られるものでは決してありません。知事は、民意を真摯に受け止め、海洋放出方針に反対の立場を今こそ明確に表明すべきです。

直近の世論調査では、内閣支持率が軒並み下落・低迷しています。統一協会問題で政府・自民党が調査も説明もせず、関係を断ち切れない姿勢に国民の不信は募り、朝日新聞世論調査（8/27、28）では政府の対応を「評価する」は21%、「評価しない」が65%にのぼっています。知事も接点があったと報道されていることから、説明責任を果たすよう求めるものです。安倍元首相の国葬についても、時事通信世論調査（8/11）では「反対」47.3%、「賛成」30.5%、共同通信調査でも「納得できない」が56%です。法的根拠もなく、国民の評価が二分する安倍氏の国葬に多額の税金を投じることは許されません。知事は国葬への出席は見合わせるべきです。数々の課題で国民の疑念にこたえるため、政府は一刻も早く国会を召集し、審議を尽くすべきです。

8月3日、4日に発生した豪雨災害は、短時間にかつて経験したことのない降雨量が観測され各地に甚大な被害をもたらしました。党県議団は、7日に二本松市と喜多方市、23日に西会津町と磐梯町の現地調査を行い、被災自治体首長や被災されたみなさんから被害の実態、早期復旧と再発防止に向けた対策の要望を伺いました。異常気象への備えが重要です。

8月15日、77回目の終戦記念日を迎えました。今月は原水禁世界大会が3年ぶりに現地広島で開催され、核不拡散条約（NPT）再検討会議もニューヨークで開かれるなど、平和を希求する世界の流れが大きくなっています。ロシアのウクライナ侵略から半年が経過しましたが、悲惨な戦争の終わりが見えません。岸田首相は最重要課題のトップに軍事力の抜本的強化を掲げ、それと一体で改憲策動も加速する構えですが、戦争を起こさないために知恵と力を尽くすことが政治の責任です。

県は国待ちの姿勢では県民のいのちと暮らし、平和は守れないとの立場にたち、考え得るあらゆる方策をとるよう求めるものです。

以上の観点に立ち、9月定例県議会に関し下記の項目について要望します。

一、岸田政権と対峙し、原発ゼロ、県民のいのち、暮らし、平和・憲法守る県政に

- 1、岸田首相は、原発の新增設と再稼働、運転期間原則40年の老朽原発を60年、さらにそれ以上延長すると表明したが、未曾有の原発事故被害を今も受け続けている県民の実態をみれば、原発への回帰は許されない。知事は、原発の新增設と再稼働等に明確に反対し、原発ゼロを強く求めること。国産の再生可能エネルギーの割合こそ抜本的に増やすよう、国のエネルギー基本計画の見直しを求めること。
- 2、漁業者との約束を反故にし、国は来春の汚染水海洋放出方針を決定したが、漁業者をはじめ多くの県民は今も反対を表明している。知事は、汚染水・処理水の海洋放出方針の撤回を国に求めること。
- 3、新型コロナウイルス感染症について、国は、無為無策のまま医療ひっ迫を招き、陽性者の全数把握の方針を大きく転換しようとしている。地方自治体にコロナ感染症対策を丸投げすることは許されず、国の責任で陽性者の全数把握継続と、検査・医療機関への支援、保健所体制の抜本的強化を求めること。県としても、体制の強化を図ること。
- 4、ロシアによるウクライナ軍事侵略から半年が経過したが、岸田政権はこれに乗じて台湾有事も視野に、来年度以降の防衛予算を大幅に増額する方針だが、「軍事対軍事」では何も解決しない。憲法9条を生かした外交努力を行い、食料・エネルギーを国産で賄うこと

が国民にとっての真の安全保障である。国に対し、軍事費 2 倍化をやめ、農林水産業予算と中小企業予算の大幅拡充、医療・福祉などの社会保障予算、教育予算の大幅増額を国に求めること。

- 5、ロシアのプーチン政権が、核兵器の先制使用を表明するなど、核兵器使用の危険がかつてなく迫っている。唯一の戦争被爆国として、国連の核兵器禁止条約に署名・批准するよう政府に強く求めること。
- 6、気候危機は、本県にも異常気象をもたらし、線状降水帯等による豪雨災害は今後も頻発することが予想される。国に対し、激甚災害や災害救助法の柔軟な適用と基準等の見直しを求めること。さらに、特別交付税の前倒し交付・補てん、J R 磐越西線の早期復旧、災害を口実に廃線しないよう国・J R に求めること。県としても、農地等の早期復旧と農作物への減収補てん、被災住民の負担軽減のため、市町村と連携し支援すること。
- 7、戦前の国葬令は、すでに 1947 年に失効しており、現憲法下での国葬規定はない。弔意の強要や教育行政等における反旗の掲揚は、憲法 19 条の「内心の自由」に抵触することから行わないこと。安倍元首相の評価についても国民世論は二分している。国に、国葬中止を求めること。知事は国葬への参加を見合わせること。
- 8、旧統一協会は、靈感商法や集団結婚など、国民に甚大な被害を与えている反社会的カルト集団であり、さらに、これと表裏一体に国際勝共連合の政治組織をつくり、自民党と一体に政治を歪めてきた。内堀知事も、旧統一協会と関わりがあったとの報道があるが、自ら県民に明らかにするとともに、今後は関係を断つこと。
- 9、マイナンバーカードの取得率に応じ、地方交付税に差を設けるとする国の方針を撤回するよう求めること。
- 10、行政のデジタル化に伴う個人情報保護法の 2023 年 4 月 1 日施行に向け、個人情報管理の一元化が実施されようとしていることは問題である。県は個人情報保護の立場から自主的な判断で個人情報の保護に努めること。

二、新型コロナ・物価高騰から県民生活と中小業者の営業守る対策を

(1) 営業と雇用を守ることにについて

- 1、中小事業者は、コロナ危機に加え、ウクライナ問題で原材料・燃料など物価高騰のダブルパンチで苦しんでいる。7月のコロナ関連の中小企業の倒産が過去最高になったと報道された。コロナ関連融資は既に全国で 55 兆円、県内でも 612 億円に上り、今後この償還が経営を脅かすことが懸念される。
事業継続のため借り換え融資に留めず、返済免除、軽減等で事業者を救済するよう国に制度の創設を求めること。
- 2、行動制限がない下では協力金等の支給も行われなため、事業者の減収補てんがなく経営が苦境に立たされている。国に減収補てんの支援策を求めるとともに、県としても独自に支援すること。
- 3、雇用調整助成金、休業支援金の継続を国に求めること。
- 4、最低賃金を全国一律時給 1,500 円にするよう国に求めること。
- 5、消費税の減税とインボイス制度の中止を国に求めること。

(2) 生活困窮者対策及び社会保障の充実について

- 1、物価高騰対策として住民税非課税世帯に限定せず、給付金を支給するよう国に求めること。県も県民に支給すること。
- 2、マクロ経済スライドに基づく年金支給額カット、10月からの後期高齢者医療費窓口負担2倍化など、社会保障の削減を中止し、拡充を図るよう国に求めること。
- 3、生活保護は権利であることを県政だより等を通じて広く県民に周知し、申請に結び付けること。急激な物価高騰を踏まえ、生活保護基準を引き上げるよう国に求めること。
- 4、気候危機で猛暑が続く中、生活保護・低所得世帯へのクーラー設置を支援すること。
- 5、低所得者のための社会福祉資金の緊急小口資金、総合支援資金の融資について、申請受付を継続するとともに、償還開始の延期、償還免除の対象を拡充すること。

三、新型コロナウイルス感染症対策、福祉型県政へ転換を

(1) 感染者の適切な把握とその対応について

- 1、国は新型コロナ感染症の感染者全数把握を見直し、詳細把握は都道府県の判断で行っても良いとする方針を示した。県は方針決定に当たり、全ての感染者を把握し支援する立場に立ち、そのために必要な対策を講じること。
- 2、感染者数が3,000人台の高水準で高止まりしている状況を踏まえて、医療機関の報告事務を簡素化するとともに、事務職員を配置する医療機関への支援を行うこと。他県で進められているデジタルを活用した報告事務の負担軽減策を本県でも導入すること。
- 3、保健所機能も破綻寸前となっていることから、事務職員の増員など職員体制を強化すること。本庁の県コロナ対策本部は、兼任から専任の職員体制を確立すること。
- 4、南会津保健福祉事務所所長が兼務で実質不在の状態を早期に解消すること。
- 5、いわき市等の中核市保健所に県の支援を行うこと。
- 6、急増する感染者を抑制するため、県民への行動制限等の有効な対策を検討すること。

(2) 検査体制の強化について

- 1、コロナ一般検査を受け入れている事業所で検査キットの不足が起きていることから、検査キットを十分に確保すること。
- 2、国はコロナ抗原定性検査の検査キットのネット販売を認める方向で検討しているが、信頼度が低い粗悪品が出回る危険性も懸念されている。不安を抱える県民がいつでも安心して検査ができるように、国の責任で一般薬局等での検査キットの無償配布を行うよう求めること。現在行われている一般検査のPCR検査申し込み方法の簡素化を図ること。
- 3、医療機関、学校、介護施設等の社会福祉施設でのクラスターが相次いで発生していることから、これら施設での定期的なPCR検査を県の責任で行うこと。

(3) 医療提供体制の強化について

- 1、発熱外来に症状がある患者が殺到しているため、国は、都道府県にオンライン診療の導入を要請している。県陽性者登録センターができては薬は処方されないが、オンライン診療なら薬も処方できるメリットがあることから、初診時は避けつつ、導入を進めること。
- 2、コロナ感染者の急増で、県は医療非常事態宣言を行ったが、病床使用率は7割を超えた。医療従事者へのワクチン接種が遅れ、医療機関でのクラスター発生により出勤停止となっている医療従事者が8月第2週で1,400人に上っている。医療従事者へのワクチン接種を

最優先で進めるよう市町村と医療機関に要請すること。

- 3、医療機関の感染者受け入れを増やすためには医療従事者の確保が必要であることから、潜在的医療従事者の発掘、研修を行い現場配置できる人数を増やすこと。
- 4、オミクロン株の感染でも、1日当たりの死亡者数が過去最多を記録する事態となっている。重症化リスクの判断基準はデルタ株を基本としており、オミクロン株に合わなくなっていることから、重症化リスクの判断基準の見直しを求めること。医療現場で適切な判断ができるよう、県としてリスクを判断するマニュアルを示すこと。
- 5、発熱外来ではコロナール等解熱剤等の薬剤不足が指摘されている。必要な医薬品が現場に十分届くようにすること。
- 6、コロナ治療薬の使用対象が限定されており、治療の現場で必要数が確保できず、使う人をトリアージするしかないとの声が上がっているため、不足が起きないように必要数を確保すること。また、発熱外来患者の急増で受診が困難なため、感染から5日以内の使用が有効とされるコロナ治療薬が使えない事例が生まれていることから、感染者が早期に受診できるようにすること。
- 7、自宅療養者が1日2万人を大きく超える状態が続いている。臨時の大規模医療施設の設置を含め、医療提供体制の拡充で受診、治療が受けられない患者を無くすこと。食料支援の迅速化を図ること。
- 8、県が初めて行ったコロナ感染者の後遺症調査では、調査対象となった感染者を受け入れている県内48の医療機関だけでコロナ感染から2カ月以上症状が継続している事例が108人に上ることが明らかになった。軽症でも後遺症があるケースが少なくないこと、4分の3の人がワクチン未接種であること等、今回明らかになったことを踏まえて、これらの情報発信を強めてワクチン接種の促進を図るとともに、後遺症を抱える患者の相談機関の拡充を図ること、治療の研究促進を国に求めること。
- 9、コロナ感染者を受け入れていない医療機関でコロナ感染者が発生し、病棟閉鎖に迫り込まれた場合の減収補てんを行うよう国に求めること。
- 10、自らの命と隣り合わせで治療に取り組む医療従事者に対して、危険手当の増額を図ること。

(4) 介護施設等社会福祉施設での減収補てん対策等について

- 1、介護施設や障がい者施設でのクラスター発生が相次いでおり、利用制限で事業所に入る報酬が大幅な減少となっている。国はクラスター発生事業所への補てん策を実施しているが、極めて不十分との声が上がっていることから、クラスター発生事業所への補助を大幅に増額すること。また、クラスターが発生していなくても利用自粛により報酬の減収が深刻となっていることから、社会福祉施設への減収補てんを行うよう国に求めること。
- 2、クラスターが発生した介護施設でショートステイを利用していた高齢者が、濃厚接触者となり施設での待機を余儀なくされた場合は、利用者負担とならないよう支援策を講じるよう国に求めること。
- 3、介護事業所で感染者が発生し医療機関での受け入れが困難な場合は、介護施設で療養者を介護せざるを得ない。通常の人員での受け入れは困難を極めていることから、体制強化の人員配置に財政支援を行うこと。

四、汚染水海洋放出の撤回を求め、原発再稼働許さず原発ゼロの実現を

(1) 原発再稼働許さず、汚染水の海洋放出より地下水抑制対策を

- 1、政府は、原発の新增設やリプレース(建て替え)はしないとの政策を大転換し、次世代型原発の建設、7基の原発の再稼働の方針を示した。柏崎刈羽原発も含まれるなど安全対策を置き去りにした原発推進は許されず、「原発ゼロ」の実現を求めること。
- 2、県は、ALPS処理水の海洋放出設備建設を認めたが、このことは設備の安全性のみならず海洋放出そのものを了解したことと同じである。海洋放出に対する漁業者・県民の反対は強く、「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を守らせ、海洋放出を認めないこと。
- 3、東京電力は、海洋放出を最優先し抜本的な地下水抑制対策を後回しにしている。専門家が提案する従来土木工法による広域遮水壁と集水井の建設により、抜本的な地下水の抑制対策を実施するよう求めること。
- 4、今年3月の地震以降、新たに発生する汚染水のトリチウム濃度が上昇している。このことは、30年とされる海洋放出計画の前提を崩すものであり、東京電力に対し、早急な原因究明と海洋放出中止を求めること。
- 5、安全な廃炉実現のために、廃炉安全監視協議会によるチェックの強化、県独自の事故検証委員会を設置し事故の検証を行うこと。

(2) 被災者に寄り添った復興を

- 1、最高裁で東京電力の加害者責任と追加賠償が確定している。原賠審が先延ばしせず直ちに中間指針を見直すよう求めること。
- 2、避難地域の医療・介護の減免制度について、原発避難者は、原発事故から10年が経過してもなお経済的苦境のもとにおかれており、この制度が生活の命綱になっていることから、継続を国に求めること。
- 3、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外の除染について、地元自治体・住民が要望しているように帰還希望者のみでなく全域除染とするよう国に求めること。
- 4、国際研究教育機構については、大型施設建設中心、被災者置き去りの計画であり、中止を含めた見直しを国に求めること。
- 5、国家公務員宿舎に避難する区域外避難者に対して、退去と家賃支払いを求める裁判は取りやめ、1人ひとりに寄り添い、生活再建のためのあらゆる対応を行うこと。
- 6、避難12市町村への県外からの移住者には最大200万円を支給するが、避難指示区域からの避難者は対象にならないことから、帰還を望む避難者にも同様の支援を行うこと。
- 7、国は汚染土壌の処分量を減らすために再利用しようとしているが、豪雨での土砂流出やその他の要因による環境汚染も生じる恐れがあることから再利用中止を求めること。

五、豪雨災害対策、住民参加の再エネ推進と気候危機打開に本気の取り組みを

(1) 8月3日、4日に会津地方を中心に発生した大雨被害など災害対策について

- 1、8月の大雨で住家被害を受けた世帯に対し、災害救助法と同等の支援を実施すること。災害救助法の適用要件見直しを国に求めること。
- 2、西会津町奥川地区の県管理河川奥川及びその支川の護岸復旧を急ぐこと。
- 3、水田への土砂流入により収穫困難となっている農地の被害認定を現状に即して行うとと

- もに、農地復旧を支援し委託農家の耕作意欲を維持できるよう支援すること。
- 4、磐梯町の町道被害は小規模も含め個所数が多いことから、全ての被害に災害復旧事業を適用すること。
 - 5、8月の大雨で浸水被害を受けた喜多方市の特別養護老人ホーム「けいわ苑」では、日頃の避難訓練などが功を奏した。高齢者や障がい者など要配慮者向けの避難訓練を行う市町村を支援し、教訓を共有するなど要配慮者に対する対策を強めること。
 - 6、被災者生活再建支援法の支援金上限を500万円に引き上げるよう国に求めること。
 - 7、被災者の生活再建に向け、家電セットなどの支給を国に求めること。2018年の西日本豪雨では広島県が家電6製品を被災者に支給しており、本県でも実施を検討すること。
 - 8、仮設住宅や借り上げ住宅として活用されているムービングハウスなど、他県での事例を参考にしながら、コミュニティを維持しながら元の生活を取り戻せる方法を検討すること。
 - 9、持ち主不明の土地があり河川工事が進まない現状がある。県民の命と財産を守る観点から、河道掘削など日常的な河川管理のための維持費を十分に確保すること。
 - 10、避難所施設の洋式トイレ化を進めること。また、災害時に使えるトイレ不足が指摘されており、「マンホールトイレ」などを増設すること。

(2) 気候危機打開の本気の取り組みについて

- 1、林地開発許可要件の抜本的見直し等、従来の雨量に基づく調整池等の安全対策基準を今日の線状降水帯による記録的豪雨に対応できるよう、法体系の抜本的見直しを国に求めること。
- 2、8月の大雨では二本松市にあるメガソーラー発電所で、事業者の管理不行き届きにより土砂崩れなどの被害が発生した。県として、林地開発許可後も業者を指導・監督できる条例を制定すること。
- 3、環境アセスの対象とならないメガ発電設備を含め、再生可能エネルギー推進に当たっては、地域循環型、住民参加・住民合意などを盛り込む条例を制定すること。
- 4、本県目標の2050年カーボンニュートラルを実効あるものにするために、2030年までにCO₂排出量を半減させ、本県の石炭火力発電所の廃止を求めること。
- 5、再エネ拡大のためにも、公共施設の屋根の活用を含め、民間住宅への太陽光発電設備、蓄電池システムへの補助金引き上げを行うこと。
- 6、「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」など省エネ関連予算を増額すること。
- 7、省エネ推進に向け、ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）、ZEB（ネットゼロエネルギービルディング）が県内にも広く普及するよう更なる支援を行うこと。
- 8、省エネ家電買い替えの補助を検討すること。
- 9、CO₂排出量の多い産業分野での省エネ、脱炭素を推進するため、技術的・財政的支援を強化すること。
- 10、県内で太陽光パネルなど再生可能エネルギーを設置している個人や民間事業所が、東北電力から売電価格が抑制され経営にも支障をきたす事例が発生している。再生可能エネルギーの買い取りを抑制しない仕組みを国・電力会社に求めること。

(3) 公共交通の維持拡充について

- 1、8月の豪雨により、喜多方市のJR磐越西線濁川橋梁が崩落、代行バスの運行が開始さ

れたが、JR東日本に早期復旧を求めること。地球温暖化対策としても大量輸送手段である鉄道インフラを大事な住民の足と位置付け、公的責任で復旧、維持できるよう国に仕組みの構築を求めること。

- 2、高齢者、障がい者などの交通弱者の足を確保し社会参加を促進するため、市町村が実施するデマンドタクシー運行やタクシー利用等への県補助を大幅に拡充するとともに、バスや電車代補助を県の制度として創設すること。

六、農林水産業の振興について

- 1、大幅な米価下落に対して県内の自治体が農家への直接支援を行ったが、県として本格的な支援を行うこと。
- 2、水田活用支払い交付金の削減方針の見直しを国に求めること。
- 3、38%まで落ち込んだ食料自給率を大幅に引き上げるよう国に求め、県も自給率向上の目標を持つこと。77万トンのミニマムアクセス米の輸入中止を国に求めること。
- 4、肥料高騰対策は、要件緩和を国に求め、すべての農業者に対応すること。また、飼料価格は例年の1.5倍になっていることから、さらなる支援を国に求め、県も支援すること。飼料の自給率向上のための支援を行うこと。
- 5、県内でも収穫直前の果樹の盗難が起きている。街灯の増設や他県で実施しているような監視カメラの設置補助を県として実施すること。
- 6、商品価値の低い傷物農産物を、家庭用に低価格で直売所や道の駅等で販売し、県民に喜ばれている。廃棄農産物の減少、農家収入確保の観点から、これら商品の流通をさらに拡大すること。
- 7、航行の安全を脅かしている漁港内の堆積土砂撤去を早急に行うこと。

七、子どもの健やかな成長と教育の充実について

- 1、学校給食費を補助している市町村は、県内の約75%に達している。今回新型コロナや原油・物価高騰対策として、県が食材高騰分に交付金を活用したことは重要で、これを契機に、県は子育て支援対策の一環として、県事業で学校給食費無償化を実施すること。
- 2、教育費の保護者負担解消に向け、県として県内市町村と県立学校の保護者負担の実態を調査し公表すること。
- 3、県立高校のエアコン燃料費は、PTA負担を解消し、特別教室を含め全て県負担とすること。
- 4、県立高校生のタブレット端末は、非課税世帯については保護者負担が生じないよう現物給付とすること。さらに、他県の半数以上が実施しているように、全生徒へ無償貸与とすること。
- 5、誰もが申請できる給付型奨学金制度となるよう、県の制度を拡充すること。
- 6、福島県の教員の欠員数は東北最多となっており、産休・育休代替教員が手当てされない事態をみても県内の教員不足は深刻である。正規教員の大幅増員を図ること。あわせて、スクールサポートスタッフの処遇を改善し増員すること。これらにかかる教職員増員予算を増額すること。
- 7、県立高校統廃合の後期実施計画について、地域住民の理解と納得が得られない場合は中

止すること。県立高校の通学バスは、市町村に負担を求めず県予算で配備すること。

また、前期計画で実施する南会津高校と田島高校の統廃合は、地域住民や関係者の納得が得られていないことから、いったん計画を白紙に戻すこと。

- 8、特別支援学校の教室不足の早期解消に向け、既設校も含め前倒し実施すること。
- 9、ヤングケアラー対策は、ヘルパーを無料派遣するなど市町村と協力し、子どもの負担軽減に取り組むこと。
- 10、教職員のセクシャルハラスメント、パワーハラスメントは人権問題ととらえ、この背景にある競争・管理教育や教職員多忙化解消とあわせて、なくすための具体的取り組みを行うこと。教職員による児童生徒への性的暴力や体罰を根絶すること。
- 11、学校の校則について、ようやく文部科学省が12年ぶりに生徒指導提要进行を改訂するとして、子どもが主体となった校則の見直しを実施するよう学校現場に徹底すること。

八、ジェンダー平等を実現し、人権が尊重される県政へ

- 1、選択的夫婦別姓の早期実現、同姓婚を認める民法改正を国に求めること。
- 2、県としてパートナーシップ制度を導入し、市町村でも導入できるよう支援すること。
- 3、生理用品は、学校のトイレに無償で配備すること。公共施設等のトイレにも無償配備すること。
- 4、女性差別撤廃条約選択議定書を批准するよう国に求めること。
- 5、子宮頸がんワクチン接種については、科学的知見に基づいて、HPVワクチンのメリット・デメリットに係る情報提供を行うよう国に求めること。

以上

「学校給食費の無料化を求める会」第2回総会議案

—活動報告・今後の運動方針—

「学校給食費の無料化を求める会」2022.8.26

はじめに

2018年9月20日に「学校給食費の無料化を求める会」を立ち上げてから3年が経過した。現時点での賛同団体は34、公表可能な個人は9名で構成されている。運営は2名の代表委員、事務局長、4名の幹事による役員会を中心に行なわれてきた。この会が発足した当時は、福島県内で学校給食費無料化または何らかの補助を行なっている自治体は29(49%)だったが、現在は44自治体(74.6%)に増加した。今総会は、そうした状況を受けて運動の新たな段階をめざす展望を切り拓くことをめざしたい。

1. 活動経過と総括

(1) 福島県内の給食費無料化にむけての到達点

① 福島県内の学校給食費無料化または何らかの補助を行なっている自治体

(別紙表)

② 私たちが掲げてきた給食費無料化の意義と位置づけが前進の土台となってきた。

- ・2018年に文部科学省は、初めて「学校給食実施状況調査」を行い全国の給食費無料化や補助の実施を公表したが、給食費無料化は山間地域の過疎対策であると「分析」していた。これに対し私たちは、給食は教育の一環であり、憲法26条の義務教育無償にむけた国の責務であるとし、深刻化する経済格差拡大のなかですべての子どもたちの権利保障のために無料化を重要課題として推進すべきであると位置づけた。
- ・福島県内で学校給食費無料化や補助が急速に広がり、しかも多くの自治体で所得制限などの「条件」をつけない制度として実施されていることは、学校給食が教育の一環であり、憲法26条の「義務教育無償」に基づく子どもたちの権利であるという運動の基本的主張が大きく広がってきていることを反映している。

③ 要求の県民的なひろがりへ寄与した。

- ・さらに、各地の自治体の議会選挙などでこの問題についての住民の関心が高く、学校給食費の無料化が争点となっている。このことは、「子育ては親の自己責任」という新自由主義的教育観に対し、子どもは社会で育てるとする国民的願いの広がりを反映したものであり、憲法を暮らしの中に生かす運動の可能性を広げるうえでも重要である。

④ コロナ禍のなかで学校給食の役割が鮮明化

- ・2020年以降のコロナ禍は、格差社会のなかで社会的・経済的弱者を直撃した。学校給食は、すべての子どもたちの育ちを支えるかけがえのないものであることが浮き彫りになった。「学校給食費の無料化を求める会」は、2021年6月に「日本一子育てしやすい福島県」を掲げる県に対して、給食費無料化に向けて県が指導的立場をとることを要請した。県は学校給食法第11条のみを根拠に拒否の姿勢をとっているが、国会における議論と県内各自治体の現実に照らせば、拒否回答は根拠を失っているところまで至っているといえる。

(2) 第1回総会以降の活動の経過

- ① 「学校給食費の無料化を求める会」発足直後の10月から10万を目標に県知事宛の署名活動を開始した。
- ・署名用紙はA3 カラー二つ折りで、片面に県内の学校給食費無料化や補助の実態や運動の呼びかけ、片面に署名欄を配置し半分に切れれば「チラシ」が手元に残るような形式で署名用紙自体がアピール性の高いものであった。そして、この用紙を賛同団体、民主団体、労組、学童保育等々広く配付した。署名の回収率は高いとはいえなかったが、全県に給食費無料化を求める運動の認知度を高めていくうえで、強いインパクトをもち、極めて重要な力となった。
 - ・署名は21の団体、学童保育と、多くの個人から届けられた。県内各地の新婦人のみなさん(5,863人分)をはじめ、県教組、農協労連、生協労連、農民連、福商連、日本共産党県委員会、浜通り医療生協、高久児童クラブなど学童保育からはそれぞれ500人分を超える署名が届けられた。
 - ・役員会も、各種集会等で訴えるとともに、コープふくしまいずみ店で敷地内での署名行動を了解していただき生協労組の支援をえながらクリスマスなどにトイザラス前での署名行動を2回実施。県会議員、市会議員もかけつけ短時間に多くの署名が集り、対話もたくさん生まれた。多くの保護者からの賛同の声は、運動に手応えと確信をあたえるものとなった。2019年4月7日には、郡山駅前広場で「入学おめでとう署名行動」を行なった。
 - ・県労連は、署名運動と呼応し、例年の自治体キャラバンで各市町村に対し給食費無料化を訴え、全県に給食費無料化の要求をくまなく広げるうえで重要な役割を果たしてきた。
 - ・新婦人は、学習を基礎に運動を進めることを重視した。福島市の新婦人の班では、学校給食費無料化についての学習会をもち行動に移すことを決め、地域のスーパーの前での署名活動では買い物客が積極的に応えてくれた。
 - ・JA 福島では、訴えに対して誠実に耳を傾け、農協にとって給食は大切という思いで職場集会で訴え、署名に協力してくれた。農協労連も、農業危機のなかで給食は大事だという立場から2000人分弱に及ぶ署名を集約した。こうした運動の広がりを通して、「学校給食費無料化を求める」運動は子どもたちとその保護者にとどまらない背景と広がりをもつ課題であることを、運動を呼びかけた側が教えられ、学ぶ契機となった。

② 署名の提出・県との話し合い。

- ・署名は、2019年10月25日に1万6619人分、2020年10月23日に1235人分計1万7854人分を福島県に提出した。
- ・2019年、2020年の署名提出と合わせて福島県側と話し合いを行い、県は佐藤文男教育庁健康教育課長が対応した。佐藤氏は、学校給食が教育の一環であることを認め「食育」の重要性について言及したが給食費補助には難色を示した。
- ・2021年6月4日には、伊達市、二本松市の住民の方も参加して、県に給食費無料化の要請を提出し新たに着任した佐藤隆宏課長との話し合いを行なった。県の回答は(1)の④で述べた通りである。

③ 学習会など

- ・「学校給食費の無料化を求める会」は、一貫して学習を重視してきた。学習活動を通して次のような点を強調し、この運動が単なる小中学校の保護者の要求実現にとどまらない国民的な意義をもつものであることを明らかにしてきた。1.学校給食は教育活動の一環である。学校給食費無料化は、憲法26条(「義

務教育は、これを無償とする」)を実現する運動であり、子どもたちの学習権を保障する活動である。

2. 学校給食無償化の思想は、日本の歴史のなかで脈々と受け継がれてきたという背景をもっている。

3. 子どもたちの育ちを社会全体で保障するという、未来社会につながる運動である。

- ・学習会は、会の発足時、2019年3月23日群馬県「学校給食費の無料化をめざす会」の石田清人代表委員を招いての学習交流会(福島県男女共生センター・48名参加)、2020年2月8日の日本共産党全県女性党員学習交流会、県内各地での新婦人の班や支部の学習会などで実施した。
- ・また、ふくしま民主教育研究センターの所報No.13(2022年5月発行)で、「学校給食費の無料化を求める会」の活動報告や学校給食費無料化の根拠などを紹介した。

④ ニュースの発行

- ・「学校給食費の無料化を求める会」事務局は、「学校給食の無料化を求める会」だよりをNo.8まで発行した。会の活動報告の他、2019年の県議会議員選挙立候補者に対する学校給食費無料化に関するアンケート調査結果、県内59市町村のうちの全額無料または一部補助の実施状況一覧、実施状況の地図による表示などは、自治体選挙や各自治体での交渉においても資料として活用された。

⑤ 青森県、群馬県との交流・連帯

- ・この間、群馬県「学校給食費の無料化をめざす会」や「学校給食の無料化をめざす青森市民の会」との交流や連携も行なってきた。2021年1月30日には、青森市民の会総会に直接参加させていただき、福島県の運動の報告を行なった。2022年4月23日には、青森市民の会の呼びかけで群馬を含めた3県の交流をオンラインで実施した。こうした経過のなかで、この7月に青森市で中核市では初めて10月からの学校給食費無料化が実現することとなった。青森の緻密で地道かつ攻勢的な活動から学ぶことが大切である。

(3) 「給食費無料化を求める会」の課題

要求内容にかかわる課題

- ① この運動は、要求アンケートによる教育費負担の軽減という保護者の要求が起点となっている。給食費以外の要求とどう結合させ、保護者の教育費負担全体の軽減をどのように実現するかが今後の運動の方向にも関わる課題となっている。
- ② 国の貧困な教育予算のなかで政府や行政は、教育予算配分を「給付」に傾斜した形で重視してきた。学校給食については、自校方式優先の施設設備、正規の給食職員の増員などの「基盤整備型」予算の充実、給食の質の向上などによって給食の総合的な充実をめざすことも必要である。根本的には、国の教育予算の大幅な増額をもとめる運動との合流をはかることが重要となっている。
- ③ 福島市などでは、「センター方式」への移行が全市的に進められようとしている。「給食は教育の一環」という我々の主張とは逆行するものであり、反対の声もあがっている。保護者や子どもたちの側にたった連帯の活動が急務となっている。
- ④ 県内すべての自治体で給食費無料化を実現すること。特に、一部補助すら実施していない伊達市、二本松市、会津若松市、須賀川市、いわき市などの各市での前進は重要である。
- ⑤ 給食費無料化は、国や県の責務である。すでに無料化が実施されている自治体においては、国や県に対する財源措置の要求を強めていく必要がある。
- ⑥ 幼稚園、保育園の給食費無料化の要求は強い。保育園の有料化は改悪であり関係者の怒りも大きい。

運動を前進させるための課題

- ⑦ 「学校給食費の無料化を求める会」は、県全体を視野に入れた活動をすすめてきたが、各自治体での運動の組織化はすすんでいない。市町村単位での運動の組織化が求められる。
- ⑧ 運動の担い手を広げていく必要がある。とりわけ、保護者、教職員、農業関係者など給食に直接関わる人たちの参加が求められる。また、給食費無料化に賛同する議員との連携が重要である。
- ⑨ 「学校給食費の無料化を求める会」の体制の強化が必要である。

2. 運動方針

(1) 運動の目標

- ① 県内すべての自治体での給食費無料化をめざす
- ② 福島県、国を動かす
- ③ 給食の質の向上、自校方式の拡大と正規の給食職員の配置と増員などの「基盤型予算」の増額。
- ④ それらのためにも、義務教育無償の憲法 26 条の全面実施、国の教育予算大幅増額要求につなげる。

(2) 目標達成に向けての基本方針

- ① 県民の要求に立脚した運動をめざす
- ② 学習を重視する
- ③ 自治体毎の運動体を組織する
- ④ 広範な分野・全国の運動との連携をはかる

(3) 具体的とりくみ

- ① アンケート調査の実施
- ② 「学校給食費無料化をめざして」の資料の作成・普及
- ③ 県内各自治体での「会」の結成
- ④ 県に対する要請行動
- ⑤ 県知事選に際しては、候補者に質問・要求を提出する。
- ⑥ 全国との連携・国に対する要求として発展させる

3. その他

- ① 会則の見直し
・会則は、運動の実態に合ったものとするよう検討・見直しを行い、次回の総会に提案する。
- ② 財政(決算報告)
- ③ 役員・体制

学校給食費無料化等の状況

2022年7月現在
福島県当局資料より日本共産党福島県議団作成

全額補助	1 相馬市	
	2 金山町	
	3 下郷町	
	4 古殿町	
	5 泉崎村	
	6 埴町	
	7 柳津町	
	8 三島町	
	9 広野町	
	10 只見町	
6～9割補助	11 北塩原村	
	12 国見町	
	13 川内村	
	14 大熊町	
	15 双葉町	
	16 浪江町	被災児童生徒就学支援等 臨時特例交付金の活用
	17 富岡町	
	18 葛尾村	
	19 楢葉町	
	20 飯舘村	(帰還児童生徒のみ)
半額補助	21 川俣町※	
	22 南相馬市※	
	23 中島村※	
	1 桧枝岐村	9割補助(2019年まで6割)
	2 矢祭町	小額172円・中学164円補助
	3 大玉村	8割補助(半額補助+コロナ対策で3割上乘せ) ※住民税非課税世帯は全額補助
	1 桑折町	
	2 石川町	
	3 浅川町	
	4 喜多方市	
5 平田村		
6 鮫川村		
7 郡山市※	※新型コロナ支援(2022年2学期まで延長)	
8 矢吹町		
一部補助	1 棚倉町	2割補助
	2 湯川村	小学33円・中学27円補助 15歳以下の第3子以降無料
	3 西郷村	小学30円・中学34円 在校3人目以降無料
	4 本宮市	小学校11円、中学校10円(値上げ分)
	5 福島市※	3分の1補助
	6 田村市	小中在校2人目以降無料
	7 白河市	18歳以下の義務教育受ける第3子以降無料
	8 新地町	米飯購入価格の全額
	9 天栄村	小学・中学ともに1/3補助
	10 西会津町	地元産農産物等利用事業補助金として補助 (3,000円×児童・生徒数)
	11 小野町	小中在校2人目以降無料

※2022年度から補助の実施、または補助の拡充をした自治体

計 45 自治体

23年度から段階的に免除縮小 原発事故避難者の医療・介護保険料

政府は8日、東京電力福島第1原発事故による避難者らを対象にした医療や介護保険料などの全額免除について、2023年度から段階的に縮小する方針を正式に発表した。避難指示を解除した翌年の4月から原則10年が経過した時点で完全に廃止する。

現行の特例措置による全額免除対象は、原発事故で避難指示などが出た13市町村に住んでいた住民。縮小は17年4月までに避難指示が解除された地域が対象となる。解除時期に応じて4グループに分類し、14年に避難指示が解除されるなどした広野町や田村市などで23年度から縮小が始まる。激変緩和措置として、最初は保険料免除を半額に縮小し、24年度に全廃する。25年度には自己負担の免除をなくす。15～17年に避難指示が解除された地域は24～26年度に縮小が始まり、2年後に免除がなくなる。17年4月より後に避難指示が解除された地域についても「10年後に終了」の方針で臨む。大熊、双葉両町などの帰還困難区域については今後検討する。

対象地域の住民らは一定所得以上の人を除き、国民健康保険や後期高齢者医療、介護などの保険料と、サービスを受ける際の自己負担が免除されている。西銘（にしめ）恒三郎復興相は8日の記者会見で「避難指示の時期にきめ細かく配慮し、急激な負担増とならないよう決定した」と述べた。「10年で終了」という期間については、早期に避難指示が解除された地域では住民帰還や生活基盤の整備が一定程度進んでいるとの認識を示した。

河北新報 ONLINENEWS 2022年4月9日 6:00

原発事故避難者の医療費・介護保険料免除 避難解除10年で終了へ

復興庁は8日、東京電力福島第1原発事故の避難者らを対象にした医療、介護保険料と窓口負担を全額免除する特例措置について、避難指示を解除した翌年4月から原則10年間で終了させる方針を明らかにした。解除時期によって対象地域を4グループに分け、終了時期をずらす。

グループの内訳と免除期限は表の通り。今回の見直しは、2017年4月までに避難指示が解除された地域が対象。その後解除された地域も同じく、10年後に特例措置を終える方向で自治体と検討する。

激変緩和対策として、3段階に分けて特例措置を終了させる。免除期限の前年度は保険料が半額免除に、最終年度は保険料の免除がなくなる。窓口負担の全額免除は最終年度まで続く。11～14年に避難指示が解除された地域は最も早く負担増となり、23年度に保険料の免除が半額になる。

西銘恒三郎復興相は8日の定例記者会見で「避難指示解除から10年ほど経過した地域は住民の帰還が進み、生活基盤も一定程度整っていると考えられる」と述べ、理解を求めた。

現行の免除対象は東日本大震災発生時、避難指示が出た福島県内の12市町村に住み、一定の所得を超えない人。国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険の保険料や窓口負担に加え、福祉サービスの利用者負担が免除されている。

縮小が始まる時期
主なスケジュール

2023年度	全域 広野町、田村市 一部 檜葉町、川内村、南相馬市 (14年までに避難指示解除)
24年度	全域 檜葉町の残り (15年に避難指示解除)
25年度	全域 川内村の残り 一部 葛尾村、南相馬市 (16年に避難指示解除)
26年度	全域 川俣町 一部 飯館村、浪江町、富岡町 (17年に避難指示解除)

段階的に縮小し、2年後は完全廃止

各市町村の医療費などの免除期限

免除期限	対象地域	避難指示解除時期
2024年度末	広野町、※檜葉町、※川内村 ※南相馬市、田村市	2011～14年
25年度末	檜葉町の残り全域	15年
26年度末	※葛尾村、川内村の残り全域、※南相馬市	16年
27年度末	※飯館村、※浪江町、川俣町 ※富岡町	17年

〔注〕※は一部地域

「致し方ない」住民ら冷静に受け止め

東京電力福島第1原発事故の避難者らの医療費や介護保険料を全額免除する特例措置を段階的に終了する方針を復興庁が発表した8日、福島県の関係自治体の担当者や住民は発表内容を冷静に受け止めた。

檜葉町の担当者は「いつまでも続くものではなく、致し方ない」と話す。避難指示解除時期によって廃止時期が異なる点にも「段階的になるのは現実的な着地点」と理解を示す。

富岡町の担当者は「廃止時期が一律ではなく、復興の進み方が違う実情を配慮してもらえた」と評価。町内で終了時期に差が生じることには「うちだけでない。被災地域全体を見ると公平な判断」とした。

大熊町と双葉町は当面措置が継続され、避難指示解除から10年での終了が見込まれる。大熊町の担当者は「国民の理解を考えると10年は妥当」とみる。町内で終了時期に差が出る可能性に関しては「特定復興再生拠点区域に入るかどうかの際に生じたような住民の分断がないよう配慮してほしい」と求めた。

双葉町の伊沢史朗町長は「（政府は）関係自治体に説明し理解を得たと受け止める。住民帰還の状況を踏まえ、公平性を考えた対応だと理解する」と話した。

住民は納得しつつも注文をつけた。帰還困難区域の浪江町大堀地区から南相馬市に避難する根本清己さん（65）は「仕方ない。ただ帰還困難区域も除染してほしい。国は『戻らないなら除染しない』とも受け取れる説明をするがおかしい。除染され安心できるなら浪江に戻りたい」と話した。

双葉郡8町村でつくる双葉地方町村会、同議長会は例年6月と12月に、政府に継続を要望してきた。事務局によると、今後も継続を要望する方向だ。

福島県民医連 社保委員会主催

無料低額診療事業 薬代助成事業を 考えよう

オンライン
学習会

2022年

10月12日 水 14:00-15:30

「無低診薬代助成運動の 重要性と青森市の取り組み」

講師：柳谷 円氏

(青森民医連あおもり健康企画専務理事)



福島県民医連内でも3事業所が無料低額診療を行っていますが、この制度に調剤薬局は対応していません。経済的な理由で受診できなかった方が無低診を利用しやっと受診できても、院外で薬をもらうときにはお金が払えず、薬をもらうことをあきらめる方もいます。折角の無低診なのに…。このような問題をどうしたらよいのか、みんなで考えてみましょう。

下記URL右記QRコードからご参加ください。

<https://zoom.us/j/5061431735?pwd=MHZyZXBDeKlNMQ0ljQ1Zpb0UrTlJRdz09>

パーソナルID 506 143 1735

パスワード fukumin



参加申し込み
お問い合わせ

福島県民医連事務局 松崎まで
TEL 024-521-5205
zep@fmc.u-coop.or.jp